

【 5 . 介護保険の給付の一覧】

		給付	内容
介護給付	居宅介護サービス費	訪問介護	ホームヘルプサービス
		訪問入浴介護	
		訪問看護	
		訪問リハビリテーション	
		通所介護	デイサービス
		通所リハビリテーション	デイケア
		福祉用具貸与	
		居宅療養管理指導	訪問診察等の管理指導
		短期入所生活介護	福祉施設のショートステイ
		短期入所療養介護	医療施設のショートステイ
		痴呆対応型共同生活介護	グループホーム
		特定施設入所者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス
	特例居宅介護サービス費		要介護認定申請前の居宅サービス
	居宅介護福祉用具購入費		入浴や排泄のための用具
	居宅介護住宅改修費		
	居宅介護サービス計画費		
	特例居宅介護サービス計画費		
	施設介護サービス費	指定介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム
		介護老人保健施設	老人保健施設
指定介護療養型医療施設		療養型病床病院	
特例施設介護サービス費		要介護認定申請前の施設サービス	
高額介護サービス費		利用者負担が高額るとき	
予防給付	居宅支援サービス費	訪問介護	ホームヘルプサービス
		訪問入浴介護	
		訪問看護	
		訪問リハビリテーション	
		通所介護	デイサービス
		通所リハビリテーション	デイケア
		福祉用具貸与	
		居宅療養管理指導	訪問診察等の管理指導
		短期入所生活介護	福祉施設のショートステイ
		短期入所療養介護	医療施設のショートステイ
		特定施設入所者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス
		特例居宅支援サービス費	
	居宅支援福祉用具購入費		入浴や排泄のための用具
	居宅支援住宅改修費		
	居宅支援サービス計画費		
	特例居宅支援サービス計画費		
	高額居宅支援サービス費		利用者負担が高額るとき
	市町村特別給付		市町村独自のサービス

## 【 6 . 在宅ケアをサポートする現在の施設の比較】

介護保険施設	指定介護療養型医療施設		介護老人保健施設	指定介護老人福祉施設
現在の施設	老人病院(介護力強化病院)	療養型病床群の病院	老人保健施設	特別養護老人ホーム
機能	治療機能	療養機能を含む治療機能	家庭復帰 療養機能	家庭と同じ機能
対象者	病状の急性期又は慢性期の治療を要する老人	長期にわたり療養を必要とする患者	病状安定期のリハビリ、看護・介護を要する寝たきり老人等	在宅での介護が困難なため生活の場を必要とする寝たきり老人等
主たる要件	治療が重点	療養が必要な場合	リハビリ、看護・介護等の施設療養が必要な場合	居宅での介護が困難で常時介護が必要な場合
費用の支払	医療費 老人診療報酬による出来高払い 生保対象者に医療扶助	医療費 (老人)診療報酬による出来高払い 生保対象者に医療扶助	療養費 老人保健施設療養費・定額制	措置費 生活費全般について措置費を支給 生保対象者に医療扶助
利用者負担	入院一部負担 月21,300円・入院時食事療養費 月18,000円	入院一部負担 月21,300円・入院時食事療養費 月18,000円	利用料 施設ごとに設定(月約60,000円程度)	費用徴収 本人の所得に応じ負担(月約30,000円程度)
利用手続	病院と個人の契約	病院と個人の契約	施設と個人の契約	市町村長の入所措置
施設基準	病室(一人4.3㎡以上) 診察室 手術室 処置室 臨床検査室等 機能訓練室 談話室 浴室 食堂等 廊下幅 片廊下1.2m以上 中廊下1.6m以上	病室(一人6.4㎡以上) 診察室 手術室 処置室 臨床検査室等 デイルーム(2㎡/人以上) 浴室等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	療養室(一人8㎡以上) 診察室 機能訓練室(1㎡/人以上) 談話室(0.5㎡/人以上) 食堂(2㎡/人以上) 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	居室(一人8.25㎡以上) 医務室 機能回復訓練室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上
スタッフ (入所100名)	医師3名 看護婦17名 介護職員13名 その他 薬剤師、臨床検査技師等	医師3名 看護婦17名 介護職員17名 その他 薬剤師、臨床検査技師等	医師1名 看護婦8名(類10名) 介護職員20名(類24名) PT又はOT1名 その他相談指導員等	医師1名(非常勤で可) 看護婦3名 介護職員22名 その他生活指導員等

## 【 7 . 老人福祉施設の概要】

施設の種類	目的および対象者
特別養護老人ホーム	65才以上で、身体上、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において養護を受けることが困難なものを入所させる
養護老人ホーム	65才以上で、身体上、精神上、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させる
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で老人を入所させ、給食その他生活上必要な便宜を供与する (A型) 利用者の生活にあてることができる資産・所得・仕送り等の収入が利用料の二倍程度以下であって、身寄りのない者または家庭の事情等により家族との同居が困難なもの (B型) 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難なもので、利用者が自炊できる程度の健康状態であるもの (ケアハウス) 自炊できない程度の身体機能等の低下があり、また高齢等のため独立して生活するには不安が認められるもので、家族による援助を受けることが困難なもの
老人福祉センター	地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する
老人短期入所施設	65才以上で、養護者の疾病その他の理由により居宅で介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ養護する
老人デイサービスセンター	在宅の虚弱および寝たきり老人等に対し通所又は訪問により入浴等各種のサービスを提供することにより、当該の老人の自立生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等をはかるとともにその家族の身体的な労苦の軽減をはかる 利用者の組み合わせによりA型からE型まで5種類ある
有料老人ホーム	常時10人以上の老人を入所させて、給食その他日常生活に必要な便宜を供与する

## 【 8 . 第一号被保険者に係る保険料(所得段階別保険料) 】

所得段階	対象者	算定式
第一段階	老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	基準額×0.5
第二段階	市町村民税非課税(世帯)	基準額×0.75
第三段階	市町村民税非課税(本人)	基準額
第四段階	市町村民税課税(所得250万円未満)	基準額×1.25
第五段階	市町村民税課税(所得250万円以上)	基準額×1.5

### 保険料負担の矛盾 / 夫65才、妻59才で世帯収入が180080円の場合の保険料の試算(守口市)

収入形態	18万円の内訳	保険料
生活保護	生活保護費	1300円(公費のため実質無料)
年金のみ	夫の年金で妻を扶養	1950円
給料のみ	夫の給料で妻を扶養	3250円
年金と給料	夫の国民年金・妻の給料	2600円

## 【 9 . 利用者負担の基本原則】

基本的には、保健給付の対象となるサービスに要した費用の1割負担

保健給付の対象となるサービスであっても、支給限度額を越えた分(上乘せサービス)に要する費用は全額が利用者負担(ただし市町村が独自に条例で規定した支給限度額上乘せ分については と同様の扱い)

事業者や施設が利用者に対して行なったサービスのうち保健給付の対象となっていないもの(横出しサービス)に要する費用(たとえば日常生活費)については全額利用者負担(ただし市町村が独自に条例で規定した「市町村特別給付」の対象となるサービスについては と同様の扱い)

施設入所の場合の食費は利用者の定額負担

## 【10 . 第二号被保険者の介護給付対象となる特定疾患】

筋萎縮性側索硬化症	糖尿病性神経障害、腎症および網膜症
後縦靭帯骨化症	脳血管疾患
骨折を伴う骨粗鬆症	パーキンソン病
シャイ・ドレーガー症候群	閉塞性動脈硬化症
初老期における痴呆	慢性関節リウマチ
脊髄小脳変性症	慢性閉塞性肺疾患
脊柱管狭窄症	両側膝関節又は股関節に著しい変形を伴う関節症
早老症	

**memo**

**【11．福祉用具貸与に係る福祉用具】**

- 車いす（自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る）・車いす付属品
- 特殊寝台（背部又は脚部の傾斜角度が調整でき、床板の高さが無段階に調整できる）・特殊寝台付属品
- じよく瘡予防用具（送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マットまたは水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット）
- 体位変換器（体位の保持のみを目的とするものを除く）
- 手すり（取付けに際し工事を伴わないものに限る）
- スロープ（段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る）
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 痴呆性老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（取付けに住宅の改修を伴うものを除く）

**【12．福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具】**

- 腰掛便座（和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、便座やパケツ等からなり移動可能である便器のいずれか）
- 特殊尿器（尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの）
- 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ）
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

**【13．住宅改修費等の支給に係る住宅改修】**

- 手すりの取付け
- 床段差の解消
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え
- その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

**【14．平成10年度モデル事業の要介護度分布(全市町村 3,255 で 1,787 地域 175,129 例)】**

